

基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携



市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進しています。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の大気汚染や海域の水質等の広域的な課題を解決するため、周辺自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携し取り組んでいます。

①市民協働・連携の取組



大気や水などの環境に対する関心を高めるための取組を、市民等と共に実施し、市民参加を促進しています。また、市民を対象としたイベントで大気を身近に感じる視程調査といった市民参加型・体験型の環境調査を行うとともに、市民活動団体やコミュニティと連携した取組を行うなど、協働・連携の取組を進めています。

Ⅱ-2-①の具体的取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る										
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携										
①市民協働・連携の取組										
	1 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進【リーディングプロジェクト】	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。	●○市民や事業者と連携したワークショップを8回実施しました。	○	○	○	○	○	○	○
	2 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出【リーディングプロジェクト】	大気環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図ります。	●○ワークショップ等において視程調査について周知し、市民への参加促進を行いました。(4回) ●○令和4年度に作成したガイドブックを活用し、市民への普及広報を実施しました。 ○本庁舎で行った視程調査の結果を解析しました。	○				○	○	○
	3 緑のボランティアなどの活動支援<水量>	花や緑に囲まれたまちを目指し、地域緑化推進地区への花苗等の提供や緑のボランティアなどへの活動支援、緑化推進重点地区計画に基づく市民や企業等との協働による緑化の推進などを通じて都市緑化を推進します。	●観音町内会及び登戸新川町会の2地区を新規で認定するとともに、既存の認定地区に対して花苗等の支援を行いました。 (地域緑化推進地区認定数:37箇所) ●公園緑地協会を通じて、ボランティア団体に対し、花苗等の活動支援を実施しました。 ●新百合丘地区、川崎駅周辺地区及び小杉地区において、植栽等の再整備を進めました。		○			○	○	○
	4 ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民、町内会・自治会、川崎市廃棄物減量指導員、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。	●食ロス削減、3R(リデュース、リユース、リサイクル)、資源循環をテーマに、ごみゼロカフェを3回開催しました。 ●令和6年度は小学校の意向等もあり、目標を下回る実施校数となりましたが、市内の小学91校で146回実施した他、市民祭りなどといった多数の市民が集う各種イベントにおいて環境学習や3Rの推進に向けた普及啓発の取組を行い、幅広い市民に対する広報を実施しました。令和7年度は、出前ごみスクールを改めて周知するとともに、より綿密に各小学校と調整を進めることで、目標を達成することができるよう取り組んでいきます。 ●市内の町内会・自治会等を対象に151回開催しました。 ●資源物とごみの分別アプリについては、1,577,906回の閲覧数がありました。	○				○	○	○
	5 エコシティ形成に向けた連携・推進<水量>	地球温暖化等に対する取組を、地域レベルにおいて多様な主体との連携により推進し、持続可能な社会(エコシティ)の形成をめざします。	●「エコシティたかつ」推進会議を年1回開催しました。 ●エコシティツアーについて、区役所来庁者に向けた建物内設備のガイドツアーを開催しました。たかつ水と緑の探検隊は、下作延小学校生徒を対象に森づくり体験を行ったほか、緑ヶ丘霊園内に流域治水ガーデンを作成しました。学校流域プログラムについては、区内市立小学校等で環境学習支援を行いました。		○					○
	6 河川等の維持管理に係る協働・連携<水量・水生生物・水辺地>	「ニヶ領用水総合基本計画」に基づき、河川維持管理、特に樹木においては、地元ボランティア団体との協働により、清掃等を実施します。	●各団体が月1回程度、清掃活動を実施		○					○ ○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る										
Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携										
① 市民協働・連携の取組										
	7 市民150万本植樹運動	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上等に向け、市民・事業者との協働により、令和6年度までに市民一人一本運動を展開し、150万本の植樹を目指します。	●行政・事業者・個人の植樹の取組については、行政・事業者・個人が約7万本の植樹を行い、令和7年3月末時点で、累計植樹本数143万本となりました。	○			○	○	○	○
	8 緑化協議による緑のまちづくりの推進 <水量>	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び「都市計画法」や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取組を推進します。	●緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議の実施については、川崎市緑化指針に基づき共同住宅や事業所等の建設に伴う敷地内の緑化に関する協議を行い、市域の緑化に貢献しました。 ●川崎市宅地開発指針、川崎市緑化指針に基づき協議を行い、公園等の帰属・寄附を受けました。 ●緑化指針の改正に向けて課題整理や他都市事例調査を行うとともに、改正の方向性についての整理を行いました。	○				○	○	○
	9 里地・里山環境の次世代継承へ向けた取組 <水量>	市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していきます。	●明大・川崎市黒川地域連携協議会において地域と連携し、緑地の保全、利活用を推進しました。 ●東京農業大学や岡上小学校等との連携による保全活動・環境教育の取組を推進しました。	○						○
	10 「農」にふれる場づくりの推進 <水量>	市民が「農」にふれる場づくりを推進するため、川崎市市民農園を運営するとともに、農業者が開設する市民ファーム農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行います。	●川崎市市民農園については、定期巡回を行い、利用状況を把握する等、適切に管理を行いました(1農園)。また、次期利用期間に向けて、小倉市民農園について、新たに地域交流農園への移行を行いました。 ●地域交流農園については、利用者管理組合の円滑な農地の管理に向けた助言等の運営支援を行いました(5農園)。 ●市民ファームについて、運営支援を行いました(12農園)。体験型農園について、希望する農園については利用者募集等の支援を行いました(11農園)。今後も希望する農園について開設・運営の支援を行います。	○					○	○

1 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 (Ⅱ-2-①-1)

様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図っています。

令和4(2022)年3月に策定した「川崎市大気・水環境計画」では、市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減を目指しています。また、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで、大気や水などの環境への関心を高め、市民実感の向上を図る取組を推進しています。

令和6(2024)年度の取組については、「リーディングプロジェクト3 (P. 21)」を御覧ください。



環境啓発絵本

2 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出 (Ⅱ-2-①-2)

大気環境について関心を持ってもらうため、市民参加型の環境調査を実施し、市民協働・連携の推進を図っています。

令和6(2024)年度の取組については、「リーディングプロジェクト4 (P. 22)」を御覧ください。